

佐倉市民体育館及び佐倉市立青少年体育館 佐倉市施設予約システム利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、佐倉市施設予約システム（以下「システム」といいます。）を利用して、佐倉市民体育館及び佐倉市立青少年体育館の施設（以下「施設」といいます。）の利用申請等をする際に必要となる利用者登録の手続等について、佐倉市民体育館の設置及び管理に関する条例（昭和55年佐倉市条例第12号）及び佐倉市民体育館の管理及び運営に関する規則（平成20年佐倉市規則第7号）並びに佐倉市立青少年体育館の設置及び管理に関する条例（昭和63年佐倉市条例第17号）及び佐倉市立青少年体育館の管理及び運営に関する規則（平成20年佐倉市規則第8号）（以下「体育館関係例規」といいます。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものです。

(利用規約の同意)

第2条 システムの利用者登録をした者は、この規約に同意したものとみなします。この場合において、この規約に同意することができない場合は、システムの利用者登録を行うことはできません。

(利用対象施設)

第3条 システムによる利用の手続を行うことのできる施設は、別表1のとおりとします。

(登録区分)

第4条 利用者登録は次に掲げる区分とします。

- (1) 市内団体登録 10名以上の人によって構成された集団であって、その過半数が市内に在住、在勤又は在学している団体
- (2) 市外団体登録 前号の規定が適用されない団体
- (3) 市内個人登録 市内に在住、在勤又は在学している個人
- (4) 市外個人登録 前号の規定が適用されない個人

(利用者登録の対象者)

第5条 システムの利用者登録をすることができる者は、中学生以上の者とします。

(利用者登録等)

第6条 システムを利用し、施設の抽選申込み又は予約を行うことを希望する個人又は団体は、インターネットに接続しているパソコン又は携帯電話の端末等を用いて利用者登録の仮登録（以下「仮登録」といいます。）を行うものとします。ただし、諸般の事情により仮登録ができない個人又は団体はこの限りではありません。

2 前項の規定により仮登録した者又は仮登録を行えない者は、佐倉市民体育館窓口にて

本登録を行うものとします。

- 3 佐倉市及び佐倉市民体育館並びに佐倉市立青少年体育館指定管理者(以下「佐倉市等」といいます。)は仮登録(仮登録を行えない者にあつては、本登録)した者(以下「登録者」といいます。)に対して、利用者番号を設定します。
- 4 本登録を行う個人又は団体は、次に掲げる書類を佐倉市民体育館窓口に提示又は提出するものとします。
 - (1) 佐倉市施設予約システム利用者登録・施設登録申請書(以下「登録申請書」といいます。)
 - (2) 運転免許証その他申請者本人であることを確認できる書類
 - (3) 団体においては、次に掲げる事項が記載された団体名簿
 - イ 団体の名称
 - ロ 代表者の電話番号
 - ハ 所属する団員の氏名、年齢及び住所(住所は町〔字〕まで)
 - ニ 市外に在住する者においては、在勤先又は在学先

(利用者番号、パスワードの利用及び管理)

- 第7条 登録者は、利用者番号及びパスワードを自己の責任において厳重に管理し、第三者への漏洩防止に努めることとします。
- 2 登録者は、他人に利用者番号及びパスワードを譲渡し、又は貸与することはできません。また、利用手続によって得た権利を他人に譲渡し、又は貸与することはできません。
 - 3 登録者は、利用者番号及びパスワードの紛失、盗難及び不正使用等が判明した場合は速やかに佐倉市民体育館に通知し、その指示に従うものとします。
 - 4 施設の利用申請について、利用者の故意又は過失により、損害等が発生した場合、その責は登録者が負うものとします。

(利用者登録の有効期間)

- 第8条 利用者登録の有効期間は、原則として当該年度の3月31日までとします。
- 2 前項の有効期間以降においても引き続きシステムを利用しようとする者は、佐倉市等が定める期間に利用者登録の更新手続が必要となります。
 - 3 利用者登録の更新手続を行う者は、第6条第4項第1号から第3号までの書類を佐倉市民体育館窓口又は佐倉市立青少年体育館窓口に提示又は提出するものとします。

(利用者登録の変更)

- 第9条 登録者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合は、第6条第4項第1号から第3号までの書類を、速やかに、佐倉市民体育館窓口に、提示又は提出しなければなりません。

(施設利用手続等)

第10条 本登録者は、システムの利用に当たって、利用者番号及びパスワードを入力することにより次の手続を行うことができます。

- (1) 抽選予約の申込み
- (2) 抽選予約の申込み状況確認
- (3) 抽選予約の申込み取消し
- (4) 抽選結果の確認及び予約手続
- (5) 随時予約の申込み
- (6) 随時予約の申込み状況の確認

2 前項の手続は、所定の期間に行う必要があります。

3 申込みができる抽選コマ数等には制限があります。

4 抽選予約の申込みができる者は、本登録をした団体とし、個人又は仮登録者は申込みできません。

5 随時予約の申込みができる者は、本登録した個人又は団体とし、仮登録者は申込みできません。

6 予約の取消しは、佐倉市民体育館に対し、電話等の方法によって申出をすることにより、行うことができます。

7 佐倉市等は、天災地変、通信混雑その他やむを得ない事由により、第1項の手続ができなかった場合、その責任を負いません。

(利用時間)

第11条 システムの利用可能時間は、24時間とします。

2 前項の規定に関わらず、保守又は点検を行うために、システムの一部又は全部を停止する場合があります。システムの停止を行う場合は、ホームページ等で事前にお知らせしますが、緊急時等やむを得ない場合には、予告なしに停止することがあります。

(禁止事項)

第12条 システムの利用に当たっては、次の各号に掲げる行為を禁止します。

- (1) システムを手続以外の目的で利用すること。
- (2) システムに対し、不正にアクセスすること。
- (3) システムの管理及び運営を故意に妨害等すること。
- (4) 他人の利用者番号、パスワード等を不正に使用すること。
- (5) その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

(禁止行為に対する防御措置)

第 13 条 佐倉市等は、システムに対し、前条各号のいずれかに該当する行為が明らかな場合又は該当する行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、利用者登録の対象者から収集した情報の抹消、システムの停止等必要な措置を行うことができるものとします。

(利用の一時停止)

第 14 条 佐倉市等は、次の各号に該当した場合には、登録者のシステム利用の一部又は全部を一時停止し、申込みをしていた予約をキャンセルすることができるものとします。

- (1) 施設の利用料金の支払いが滞っている場合
- (2) 登録者がこの規約等に違反した場合
- (3) その他佐倉市等が不適切な利用と判断した場合

(登録資格の喪失)

第 15 条 登録者が次の各号のいずれかに該当した場合には、登録者の資格を喪失します。この場合において、資格の喪失に至るまでに佐倉市等に生じた損害及び資格の喪失によって佐倉市等に生じた損害を、登録者は賠償するものとします。

- (1) 登録者からの申出により、佐倉市等が認めた場合
- (2) 利用者登録後、佐倉市等へ提示又は提出した内容に虚偽の申告があった場合
- (3) 体育館関係例規及びこの規約に重大な違反をした場合
- (4) 個人登録をしている本人が死亡又は失踪宣告を受けた場合
- (5) 住所の変更の届出を怠る等、登録者の責めに帰すべき理由により登録者の所在が不明となった場合
- (6) システムに対し、不正にアクセスした場合
- (7) システムの管理及び運営を故意に妨害等した場合
- (8) その他佐倉市等が登録者として不適切と認めた場合

(免責事項)

第 16 条 佐倉市等は、登録者がシステムを利用したことにより発生した登録者の損害及び登録者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負いません。

2 佐倉市等は、システムの運用の停止、中止、中断等により登録者に発生した損害について、一切の責任を負いません。

(個人情報の保護)

第 17 条 利用者登録の対象者からの申請に基づく個人情報について、佐倉市等は本来の目的以外に使用せず、その管理に十分な注意を払います。

2 佐倉市等は、利用者登録の対象者からの申請に基づく個人情報について、個人情報保

護に必要な措置を講じたうえで、システムの運用に必要な範囲に限り、各施設での共通情報として各施設の管理者が利用する場合があります。

(登録情報の字体)

第 18 条 提出された申請書の記入字体について、システムでの取扱いが困難である場合は、システムで表示される字体（標準文字をいいます。）になります。

(利用規約の変更)

第 19 条 佐倉市は、必要があると認めるときは、登録者への事前の通知を行うことなく、この規約を変更できるものとします。

2 登録者は、利用の都度、この規約を確認することとし、この規約変更後に利用した場合は、変更後の規約に同意したものとします。

(その他)

第 20 条 この規約に定めるもののほか、その他システムに関し必要な事項については、別に定めるものとします。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 1 日から施行します。

別表 1

区分	施設名称	対象
佐倉市民体育館	アリーナ（全面、片面①、片面②）	団体・個人
	剣道場	団体・個人
	柔道場	団体・個人
	弓道場	団体
	2階会議室	団体・個人
	3階会議室	団体・個人
佐倉市立青少年体育館	佐倉市立青少年体育館	団体・個人